

改正 平成28年10月5日一部改正

第1章 総則

第1条 この規程は、学則第5条の2に基づき、学長及び副学長の職務及び任期、学部長及びその他の附属教育研究組織の長の任期及び選任、並びに事務部局の長などの任期及び任用に関する事項を定める。

第2章 職務

第2条 学長は、学則第5条の2第1項に基づき、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第3条 学長は、中期的並びに長期的な大学発展のビジョンと短期的な年度ごとの達成目標を教員及び職員に示し、その理念の浸透を図るためにビジョンを共有するスタッフを統率し、以下の行為を行う。

- (1) 将来のビジョンに基づき、具体的な企画を立案し、実施する
- (2) 大学運営上必要な場合は、学長裁定を行う
- (3) 大学運営に必要な人事を行う
- (4) 大学評議会の議長ほか学内の諸会議を主宰する
- (5) 全学教員集会を開催し、年度当初における施政方針を表明するほか、大学運営に関する重要事項の決定に先立って説明・意見聴取を行う
- (6) 職員集会を開催し、年度当初における施政方針を表明するほか、大学運営に関する重要事項を説明する
- (7) 大学を代表して学外及び学内の関係者に対する、広報などの行事・会合の主催者となる
- (8) 大学を代表して学内並びに学園内の諸組織との関係維持及び調整などを行う
- (9) 大学を代表して学外の機関及び組織との対応などを行う
- (10) 学園理事としての職務を行う
- (11) その他大学運営に必要な事柄を行う

第4条 前条第1項第3号に定める事項は、以下のとおりとする。

- (1) 「跡見学園寄附行為」第8条第1項第2号により学園理事となる副学長（以下「理事たる副学長」という。）を学長選考委員会に推薦する
- (2) 理事たる副学長ではない副学長を任用する
- (3) 学部長を選任する
- (4) 学則第4条に定める附属教育研究組織の長を選任又は任用する
- (5) 事務部局の長を任用する
- (6) 専任教員の採用、昇格、配置換えなどの人事を統轄する
- (7) 大学職員の採用、評価、昇任、懲戒、配置換えなどの人事を統轄する
- (8) その他大学運営に必要な人事を行う

第5条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、以下の行為を行う。

- (1) 学内の通常業務執行の統括を行う
- (2) 学長に帯同して学内外の会議などの業務に関与する
- (3) 学長の命を受けて、期限を限って行われるプロジェクトの責任担当者となる
- (4) 理事たる副学長の場合、学園理事としての職務を行う
- (5) その他学長を助け大学運営に必要な事柄を行う

第6条 前条の命令を学長が行う場合、学長裁定により、対象、範囲、期間などを明確にするものとする。

2 前項により、命を受けた理事たる副学長は、対外的に大学を代表して他機関との協定などを締結することができる。

3 前条及び本条により、いずれの副学長も学内的な校務については独立して行うことができる。

第7条 学部長、その他の附属教育研究組織の長及び事務部局の長などの職務については別に定める。

第3章 任期と任用

- 第8条 学長の任期は1期4年とする。1年は年度を基準とし、4月1日に始まり3月31日に終わる。再任は妨げない。但し、連続して2期8年を超えることはできない。
- 2 前項にかかわらず、任期が年度なかばに始まることにより年度なかばに終わる場合は、その前年度の3月31日に任期が満了するものとする。
 - 3 学長は、その任期中に学園定年を超えないものとする。
 - 4 学長の選考は、学長選考委員会が行う。
- 第8条の2 前条第3項にかかわらず、学長の定年については「跡見学園職員定年規程」第4条第1項を適用する。
- 第9条 副学長の任期は、理事たる副学長については1期4年、理事たる副学長ではない副学長については1期2年以上4年以内で学長の定める期間とする。いずれの副学長も、その任期中に学園定年を超えないものとする。
- 2 前項いずれの場合も再任は妨げないが、連続8年を超えることはできない。
 - 3 理事たる副学長については、学長の指名に基づき学長選考委員会が選考を行う。
 - 4 理事たる副学長ではない副学長については、学長が任用する。
- 第9条の2 前条第1項後段にかかわらず、副学長の定年については「跡見学園職員定年規程」第4条第2項を適用する。
- 第10条 学部長の任期は、1期2年とする。再任は妨げない。但し連続2期4年を超えることはできない。またその任期中に学園定年を超えないものとする。
- 2 大学評議会規程第2条第1項第3号に基づき、学部長は、その任期中大学評議員となる。学部長の職を退いた場合は大学評議員たることを辞める。
 - 3 学部長の選任については学部の教授会の意見を参酌して、学長が行う。
- 第11条 大学の附属教育研究組織の長のうち、全学共通科目運営センター長及び図書館長の任期は、1期2年とする。再任は妨げない。但し連続2期4年を超えることはできない。またその任期中に学園定年を超えないものとする。
- 2 大学評議会規程第2条第1項第4号に基づき全学共通科目運営センター長及び図書館長は、その任期中大学評議員（以下この2者は「評議員たる組織長」という。）となる。それぞれの職を退いた場合は大学評議員たることを辞める。
 - 3 評議員たる組織長の選任については、大学評議会規程第3条に基づきそれぞれの学部の教授会の意見を参酌して、学長が行う。
- 第12条 評議員たる組織長以外の、学則第4条に規定する附属教育研究組織の長の任期は、1期2年とする。再任は妨げない。但し連続2期4年を超えることはできない。またその任期中に学園定年を超えないものとする。
- 2 評議員たる組織長以外の附属教育研究組織の長の任用は、学長が行う。
- 第13条 事務部局の長たる学務部長、入試部長、就職部長の任期は、いずれも1期2年とする。再任は妨げない。但し連続2期4年を超えることはできない。またその任期中に学園定年を超えないものとする。
- 2 事務部局の長たる学務部長、入試部長及び就職部長の任用は、学長が行う。
- 第14条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は平成27年4月1日より施行する。

- 2 この規程の施行日前日にこの規程に定めるところの職にあるものに、この規程を適用する。なお、任期については、施行日前日までの就任期間をこの規程に定める任期に算入するものとする。
- 3 この規程の施行に伴い、「跡見学園女子大学副学長選考規程」及び「跡見学園女子大学大学評議会における評議員たる附属教育研究組織の長の選考規程」は廃止する。

附 則

この規程は平成28年10月5日改正実施する。